

# 福岡県公報

平成19年7月23日  
第2705号

## 目次

告示(第1394号 - 第1400号)

クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課)	.....	1
クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課)	.....	1
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	.....	2
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	.....	3
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	.....	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	.....	5
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	.....	5
雑報			
福岡高速道路に係る料金の弾力的な割引について	(高速道路対策室)	.....	6

## 告示

福岡県告示第1394号

次の研修をクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、告示する。

平成19年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 主催者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号

### 3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成19年10月28日	ウエルとばた	北九州市戸畑区汐井町1番6号
平成19年11月11日	クローバープラザ	春日市原町3丁目1番地7
平成19年11月18日	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地の41
平成19年11月25日	久留米市民会館	久留米市城南町16番地の1

### 4 研修の科目及び時間数

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 衛生法規及び公衆衛生      | 1時間 (0.5時間) |
| 洗たく物の受取、保管及び引渡し | 1時間 (0.5時間) |
| 洗たく物の処理         | 1時間 (1時間)   |
| 繊維及び繊維製品        | 1時間 (1時間)   |
- 注 ( ) は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

### 5 受講料

研修受講料 5,000円

### 6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

福岡県告示第1395号

次の講習をクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、告示する。

平成19年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 主催者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号

### 3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成19年11月14日	ウェルとばた	北九州市戸畑区汐井町1番6号
平成19年11月28日	クローバープラザ	春日市原町3丁目1番地7

### 4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間 (0.5時間)

洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間 (1時間)

洗たく物の処理 1時間 (0.5時間)

繊維及び繊維製品 1時間 (1時間)

注 ( ) は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

### 5 受講料

講習受講料 4,500円

### 6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

福岡県告示第1396号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成19年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

#### (1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

#### (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域	
(ア) 非自動はかり（イに掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	19年9月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市地方卸売市場	飯塚市	
	19年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市二瀬公民館		
	19年9月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市体育館		
	19年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	サン・アビリティーズ い い づ か		
	19年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市庄内保健福祉 総合センター・ハーモニー		
	19年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穎田支所		
	19年9月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市筑穂支所		
	19年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穂波公民館		
	19年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00			
	19年9月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	桂川町役場		桂川町
	19年9月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	鴨生公民館		嘉麻市
	19年9月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	稲築地区公民館		
	19年9月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	碓井住民センター		
19年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	カッホー馬古屏			
19年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00				
19年9月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	夢サイトかほ			

	19年9月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	嘉麻市山田庁舎	
	19年9月29日から 19年11月28日まで	左欄の間に行う検査については、飯塚市、嘉麻市及び桂川町と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	19年9月29日から 19年11月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年9月29日から 19年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年9月29日から 19年11月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年9月29日から 19年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町

福岡県告示第1397号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成19年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり(イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	19年9月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所 吉井庁舎	うきは市
	19年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所 浮羽庁舎	
	19年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年9月12日	10:30~12:00 13:00~15:00		
	19年9月18日	10:00~12:00 13:00~15:00		

	19年9月19日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年9月20日から 19年11月19日まで	左欄の間に行う検査については、うきは市及び大木町と協議の上、指示する。	うきは市 大木町	
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	19年9月20日から 19年11月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市 大木町	

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年9月20日から 19年12月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年9月20日から 19年11月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年9月20日から 19年12月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市 大木町
--------------------------------------	---------------------------	---------------------------------------	-------------

福岡県告示第1398号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成19年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域	
(ア) 非自動はかり((イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	19年10月9日	10:00~12:00	岡垣町中央公民館	岡垣町	
		13:00~15:00	岡垣町西部公民館		
	19年10月10日	10:00~12:00	岡垣町東部公民館		芦屋町
		13:00~15:00			
	19年10月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	芦屋町町民会館		
	19年10月12日	10:00~12:00 13:00~15:00			
19年10月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	水巻町中央公民館	水巻町		
19年10月16日	10:00~12:00 13:00~15:00				

	19年10月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	遠賀町中央公民館	遠賀町
	19年10月18日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	19年10月19日から 19年12月18日まで	左欄の間に行う検査については、遠賀郡各町と協議の上、指示する。		遠賀郡
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	19年10月19日から 19年12月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年10月19日から 19年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

## 2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

### (1) 実施機関

福岡県計量検定所

### (2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年10月19日から 19年12月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年10月19日から 19年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

## 福岡県告示第1399号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 申請のあった年月日

平成19年7月5日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人

#### (1) 名称

特定非営利活動法人ウエンディ

#### (2) 代表者の氏名

榎本 孝史

#### (3) 主たる事務所の所在地

北九州市門司区緑ヶ丘10番19号

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神に障害のある方たちに対して、社会復帰・社会参加支援に関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成19年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大川東部第2地区土地改良(農業用排水施設整備)事業計画書の写し	平成19年7月23日から 平成19年8月20日まで	大川市役所

## 雑 報

### 福岡北九州高速道路公社公告第2号

平成18年3月20日付福岡北九州高速道路公社公告第11号(以下「公告」という。)3(3)イ及び3(4)イに基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告します。

平成19年7月23日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田 中 康 順

- 福岡高速一般向けマイレージ割引の弾力的なポイントの付与  
公告3(3)イに定める表の基本ポイントの欄中「1ポイント」を「6ポイント」に変更する。
- 福岡高速コーポレートカード割引の弾力的な割引  
公告3(4)イに定める表の割引率の欄中「3%」を「7%」に、「6%」を「10%」に、「12%」を「16%」に、「18%」を「22%」に変更する。
- 実施する期間  
平成19年8月1日から平成20年3月31日までとする。